

日 時：平成11年2月22日(月)

場 所：農林水産省第二特別会議室

第8回食品流通審議会議事録

農 林 水 産 省

目 次

1、開 会	1
1、食品流通局長挨拶	1
1、議事録署名人指名	2
1、配布資料の確認	2
1、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案について ...	2
1、質 疑 応 答	7
1、卸売市場部会について	10
1、そ の 他	
(1) 農政改革大綱について	
(2) 新農業基本法の検討状況について	12
(3) JAS法の一部を改正する法律案について	17
(4) 食品環境専門委員会及び食品流通情報化専門委員会の開催状況等について	
(5) 食品産業と農業の連携推進に関する研究会 及び野菜安定供給対策研究会について	24
1、閉 会	30

開 会

会長 ただいまから第8回食品流通審議会を開催させていただきます。

委員の皆様には御多用でいらっしゃる中を御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

本日の委員の出席状況でございますが、3名の委員が御欠席ということになっております。12名の委員が出席ということになるわけでございますが、ちょっと遅くなってある委員もおるようでしたが、食品流通審議会運営規程第4条の規定により、本審議会は成立しております。

食品流通局長挨拶

会長 それでは、まず、食品流通局長から御挨拶をお願いいたします。

食品流通局長 食品流通局長でございます。よろしくをお願いいたします。

本日、中川農林水産大臣、出席の予定でございましたが、参議院の予算総括審議の都合によりまして欠席でございます。私からかわって御挨拶を申し上げます。

まず初めに、委員各位におかれましては、平素より我が国農林水産行政及び食品流通行政に対しまして御支援、御協力賜り、また、御多忙中にもかかわらず本日の審議に御出席いただきまして、心申し上げます。農林水産業と農山漁村は、国民の命と健康、安全で快適な生活の基盤をなす重要な役割を担っております。したがって、農林水産業、農山漁村の健全な発展があってこそ国民こうした観点から、昨年9月に「食料・農業・農村基本問題調査会」から内閣総理大臣あてに答申が出されたわけでございます。それに従いまして、昨年の12月に「農政改革大綱」が取りまとめられて、御案内のとおり、食品の製造から流通、外食産業等を包摂します食品産業につきましても、国民に対し安全で良質な食料を安定的に供給し、豊かな食生活を支えるという点で農林水産業ととも本日の審議会におきましては、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正、第6次卸売市場整備基本計画の改定等についての審議の進め方について御審議をいただくこととしております。ま

会長 ありがとうございます。

議事録署名人指名

会長 それでは、議事に入ります前に、食品流通審議会運営規程第10条第1項の規定に基づきまして、議事録署名人を私の方から指名しなければなりません。名簿順に、今回は藤原委員と委員

会長 それでは、両委員、お願いいたします。

配布資料の確認

会長 それでは、議事次第に従いまして進めさせていただきますが、その前に事務局から何かございますか。

事務局 議事に入ります前に配布資料を確認させていただきます。

お手元に配布しております資料ですが、資料一覧にございますように、1から11まで厚いもの、薄いもの多々ございます。よろしく申し上げます。その他、参考資料といたしまして二つほど、生

皆さん、資料の方はよろしゅうございますか。

それでは、会長、よろしくお願いたします。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案について

会長 それでは、議事次第に従いまして、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局 今、会長からお話のありました資料につきまして御説明を申し上げたいと思います。

資料3をごらんいただきたいと思います。まず、改正が必要になりました背景につきまして、資料の4ページ、5ページで簡単に御説明したいと思います。

4ページの1に卸売市場の概要ということで市場数なりが記載してございます。私どもの卸売市場法で開設の認可等がされておる市場が2種類ありまして、中央卸売市場、これは東京の築地市場でもう一つ、地方卸売市場というのがありまして、これは都道府県知事の認可を受けて開設されている市場です。取扱金額で5兆円弱、以下そのような数字になっておる市場でございます。

このような卸売市場をめぐる情勢を2番以下に書いてありますが、第1点目の情勢の変化といたしまして、産地の大型化というのが最近見られるわけでございます。これは農協の合併などによりましてそういう中で、下のマルにJグループの販売戦略と書いてありますが、1市場1社ということで得意先を絞り込むという戦略をとっておりまして、例えば青果の卸売会社が2社あるとすれば、1社第2点目として、市場からの需要面の変化ということで、魚屋さん、八百屋さんというのが市場の伝統的なお客さんですが、そういう方の数が減少して、大型ユーザーの方々の発言力が高まってきて(3)は、市場外の流通が進展してきておるということでございまして、表に数字がありますが、例えば青果物で昭和60年度に85%が市場を経由していたものが、大体10ポイントぐらい下げている。5ページは市場における取引の実態です。ここではせり・入札といったような市場特有の取引について掲げさせていただいておりますけれども、例えば青果物でございまして、昭和60年度で食肉、花きについては、食肉の場合にはと場併設というようなこともありまして、非常に高いせりの割合、花きにつきましては、最近落ちてきておりますけれども、まだ8割近いせり、これは機械その下の鮮魚ということでございまして、各市場によってもばらつきがありまして、例えば世界一の水産市場と言われております築地市場で4割を切る、37%程度のせりを行っているという(5)が市場外流通の増大であるとか、産地の経営出荷戦略といったようなことの影響を受けて、我が国経済全体の影響というのものもあるわけですが、卸売業者の青果でございまして、大体2点目が、仲卸業者ですが、ございまして、約半数近くが赤字といった状況になっておりまして、この点についても卸売会社がきちんと産地に代金を払う、それを仲卸会社の方々が支えて(6)ですが、物流面における変化です。御承知のように、物流インフラが急激に整備されておりまして、特に大都市圏の卸売市場の間において集荷なり配送面で競合が生じてきておるという状況がこういった状況を踏まえまして、3ページをごらんいただきたいのですが、私どもの方で一昨年から、こういう事態にどう対応するかということをお勉強を重ねてまいっております。1番目にありますそのあとを受けまして、にありますように「生鮮食品等流通問題研究会」を昨年4月から開催いたしまして、先だってまで7回会合を重ねまして御論議をいただいていたわけでございます。

この間、昨年8月には中間的な論点整理をおまとめいただきまして、これを市場関係者に配布いたしまして、活発な御論議をいただき、私も市場数で17、延べ27回全国のいろいろな市場に出かけさせていただきます。農政見直しにおける市場制度の見直しということですが、後ほど御説明させていただきたいと思いますが、農政改革大綱の中にも消費の多様化、大型化した産地・ユーザーの発言力の高まるといったような経緯を踏まえて、1ページ目にお戻りいただきまして、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案を今通常国会に提出したいと考えているところでございます。1番の趣旨につきましては、今簡略に御説明させていただいたような背景でございます。2番の概要ですが、改正の内容を我々検討しておりますのは、大きく分けて3点ありまして、第1点目が市場第1点目は卸売業者、仲卸業者の経営体質の強化です。リストラでありますとか、自動的な努力も必要ですが、やはり経営規模の拡大を図っていく必要があるのではないかと。その場合に、合併といっ今回、食品流通構造改善促進法という法律の一部改正いたしまして、営業権の取得資金に対しまして、農林漁業金融公庫が融通し上げるといった制度を構築したいと考えているところでございます。2番目が卸売業者の財務の健全化です。卸売業者は産地の方から、主として委託で物品を預りして販売してあるわけですが、財務の健全化、特に産地の方からは、卸さんの代金支払いの担保であり(2)が中央卸売市場における取引方法の改善です。各市場ごとにさまざまなニーズ、取引実態が異なっております。そういう意味で、基本的には各市場ごとに関係者の意見を聞きながらルールをつその中で、第1点目にありますように、市場取引の原則を明定したいということで、公正かつ効率的な取引であるということをお法的に明定したいと思っております。

もう一つは情報公開でありまして、市場の取引の情報が基本的に公開されるということをお法的に措置をしたいと思っております。

が取引方法ですが、各市場ごと、産地あるいはユーザーの方々のニーズによって取引の実態はさまざまですが、今後ともそういう多様なニーズに対応して、市場の取引を設定していけるように、各ただ、その際、相対取引というのは個別の取引ですから、どうしても情報が水面下になりがちである。したがって、特に相対取引について価格・数量といったものの公表をお願いする。さらには、零もう一つは、市場取引委員会という、市場の中の関係者で構成する委員会を設けて、そういう場でいろいろな意見調整をした上で取引ルールを設定するということにしたいと思っております。の半ばぐらいにありますが、卸売市場の場合、確実な決済をするということが産地の方に対する強烈なアピールですので、確実な決済について法的な規定を設けて、それを遵守するような措置を講それ以外に、商物一致規制あるいは委託集荷規制と、耳なれない言葉ですが、卸売市場の場合は一たん運び込んで、そこで短時間のうちにみんなで取引をするということを実現するために、市場の中それから、委託集荷、産地から委託で預かりするという原則を立てているわけですが、これははるか大正年間に、産地を買いだてて、買い付け集荷をして消費者には高く売るといった行為があっ(3)が卸売市場の再編等の推進です。物流インフラの整備に伴いまして、各市場間の競合が見られるようになってきておりまして、今後ともそういう事態はますます進んでいくのではないかとと思わそういう場合に、手続としては、今の法律ですと、ある市場を廃止して新しい市場をつくるという手続がありません。したがって、今回、新しい市場の開設者に地位を承継するといったような手続以上申し上げたような3点を内容とする制度改正を検討いたしております。3月上旬にはいろいろな手続を踏まえて、閣議での決定をお願いしたいということで検討を進めているところでございまして以上でございます。

会長 ありがとうございます。

質 疑 応 答

会長 それでは、質疑応答に入りたいと思いますが、まず、生鮮食品等流通問題研究会の座長として報告を取りまとめたくださいました委員の方から、何かございましょうか。

委員 御指名をいただきましたので、生鮮食品等流通問題研究会の座長として、私の方から研究会における議論について御紹介を申し上げたいと思います。

ただいま事務局から御説明がありましたように、この研究会は昨年の4月から開催され、8月には中間論点整理をまとめました。この中間論点整理に対しては、パブリックコメントのような形で市場御承知のとおり、生鮮食品等の生産、流通、そして消費、各段階におきましてさまざまな変化が見られるわけでございまして、また、多元化する流通形態との競合が進む中で、卸売市場につきまして研究会における議論の出発点は、こうした状況の変化の中で、果たして卸売市場が今後とも期待される役割を果たし、生鮮食品等流通の中核として位置づけられていくためには、一体どんな対策を講この検討に当たりまして、卸売市場は一つの流通システムであり、また、流通の基本は、御承知のとおり、利用者、顧客に対するサービスであるという基本認識のもとで、消費起点流通に転換すべき最終報告では、市場関係者の経営体質を強化すること、市場ごと、品目ごとの実情を踏まえた取引方法の改善を図ること、関係者間の協議を進めつつ、市場間の連携・再編を進めていく、こういった詳細につきましては、お手元に資料という形で配布されておりますので、後でゆっくりごらんいただければありがたいと思います。

今後、卸売市場法の改正方向は、私どもが取りまとめた内容・方向に沿ったものであると伺っておりますが、ぜひ引き続き再開する本審議会の卸売市場部会での議論などにおいて、私どもの研究会でなお、最後に一言つけ加えさせていただきますと、福島局長、本川課長、政策御当局の方々に関係者の幅広い意見の聴取、その他で大変精力的に取り組んでいただいた、その結果として最終的な報告以上、簡単ではありますが、報告とさせていただきます。

会長 ただいまお二方より大変丁寧な説明がございましたので、御理解をいただけたと存じますが、それぞれのお立場等から何か御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

委員 こんなものだろうと思いますが、一つ、卸の財務の健全化問題を初めて正面から取り上げて前進したと思います。問題は、卸の統合の問題をどうするかということが残っていると思うのです。公取委の運営姿勢が大分変わってきておりますから、私は独禁法上は余り問題は起こることはないと思うのだけれども、壁があるのは、開設者の間の壁だろうと思うのです。つまり開設者が違うため

会長 ただいまの意見について、何かございますか。

事務局から、どうぞ。

事務局 今回の新しい資金で、1ページ目の(1)の ですが、卸さんの事業譲受けによる大型化、さらには他の市場の卸さんへの出資の資金、そういったものも融資対象に考えていきたいと思って特に御指摘いただいたように、開設者の方々が他の市場の卸会社を、ある意味では買収する形になるわけですが、そういうことを嫌うということがあります。ただ、そういうような動きというのは、

会長 ほかに御質問ございますか。どうぞ。

委員 当事者ですから、今までの経過を含めて意見を申し上げたいと思います。

私たちが最初いろいろ考えてきたよりも、ある意味ではトーンダウンしたような感じがいたします。しかし、業界の中でいろいろな立場による意見がたくさんありまして、それをまとめていただ、先ほどの合併問題ですが、非常に気になっておりました公取委の問題がこれでうまくクリアできるのではないかという思いはしますけれども、合併というのは口で言うのは簡単ですけれども、それと、卸売会社の場合は、合併という場合に公取の問題を頭に入れながら、卸売市場の中での合併ということしか頭にありませんでした。それが市場外の合併もあるじゃないか、異業種との合併も総じて、今度の改正案につきましては、私どもは賛成しておりまして、ぜひとも進めていっていただきたいと心から願っております。以上でございます。

会長 ほかにございますか、どうぞ。

委員 実は、今後の食品流通についての意見を聞く会、1年半ばかり積極的に何回かやらせていただきましたけれども、私ども一番川下におりまして、消費者に安定供給、いわば喜んでもらえるよう以上でございます。

会長 ほかにいかがでございますでしょうか。

ほかに御質問がございませんようでしたら、ただいまいろいろ意見が出ましたが、そういう趣旨を踏まえた上で、ただいま説明のございましたような方向で進めさせていただきたいと思っております。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 ありがとうございます。

卸売市場部会について

会長 それでは、次に、議事次第に従いまして、卸売市場部会についてでございます。卸売市場部会について、案が事務局にあるようでございますので、説明をお願いいたします。

事務局 まず私の方から説明させていただきます。

卸売市場部会につきましては、平成6年3月28日の第3回食品流通審議会におきまして設置されているところでございます。今般、既に定められている第6次卸売市場整備方針の改定、第7次卸売市場その具体的内容につきましては、事務局から御説明いたします。

会長 それでは、事務局からお願いいたします。

事務局 お配りしております資料4をごらんいただきたいと思っております。先ほど事務局から話がありましたように、食品流通審議会におきましては、卸売市場法の規定によりまして卸売市場の整備基本(2)にあります。基本方針と整備計画については、法律上おおむね5年ごとに見直すということになっておりまして、今回、平成13年度を初年度とする第7次の基本方針、それから第7次の整備それから、先ほど御説明申し上げました一部改正法案が成立いたしますれば、これを少し反映した形で、現在の6次の基本方針についても若干の手直しをお願いしなければいけない部分が出てまいり2番に構成とありますが、卸売市場部会の構成につきましては、この審議会の委員の方々、さらには専門的な審議をお願いするための専門的な委員の方々、そういう方々で構成をいただいております。検討のスケジュールとして私どもが考えておりますのは、今回お出しする法案がいつごろ成立するかということにもかかわるわけですが、遅くとも10月くらいまでに現行の方針の改定について御審議2ページ目は今申し上げたようなことを表にして、部会としてどのような形かということを書いてあるものですが、11年11月とありますが、大体これくらいまでに6次の方針の改定なりについて御審議以上でございます。

会長 ただいま卸売市場部会の進め方と今後のスケジュール等について御説明がございましたが、何か御意見、御質問ございましょうか。

先ほどの議案とダブるかもしれませんが、私が日常の事業活動の中で感じますことを一言申し上げますと、時代の変化といいますが、環境の変化に向けて市場のあり方というものを常に変えていかなその便利ということについて、商品の取引そのもののほかに情報の交流といいますが、交換といいますが、この部分が今後ますます大事になってくるのではないかと。お客様は品物を買うだけではなく何か御意見ございましょうか。

ございませんようでしたら、卸売市場部会において、第6次卸売市場整備基本方針の改定及び第7次卸売市場整備基本方針の策定について審議を行うということでよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 ありがとうございます。

そのように決したいと思います。

なお、卸売市場部会のメンバーにつきましては、食品流通審議会令第4条第2項の規定によりまして後日私から指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

その他

(1) 農政改革大綱について

(2) 新農業基本法の検討状況について

会長 続きまして、本審議会で御議論いただく上で、今後関連の出まいります事項、参考となります事項について事務局より順次報告をいたさせます。

まず、議事次第に従いまして、「農政改革大綱について」及び「新農業基本法の検討状況について」、事務局より御説明をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、資料5が「農政改革大綱」、「農政改革プログラム」、資料6が「食料・農業・農村基本法案の骨子」ということでございます。この二つにつきまして私の方から御説明をさせて最初の局長の挨拶にありましたように、昨年まとめました大綱に沿いまして、新しい基本法の策定を進めているところでございます。食品流通行政に関係の深い事項を中心にしながら、主要事項につきましては、色刷りの資料5、大綱・プログラムです。表紙の次のページに「はじめに」ということで、昨年9月の基本問題会への答申、それから12月に向けまして関係者間での農政改革の具体化に向けた精まず、大綱の骨子というのがありますが、これを中心に御説明させていただきます。

農政改革についての基本的考え方ですが、最初の5行あたり、食料は国民の生活に欠くことのできない基礎的な物資、そして、農業・農村は農業生産活動を通じまして、食料供給に加え、国土・

が国内農業生産を基本とした食料の安定供給の確保と食料安全保障ということでございます。

1が国内農業生産の維持・増大ということで、3行目ぐらいに、国内農業生産を食料供給の基本に位置づけ、可能な限りその維持増大を図っていくということで、このために農業の構造の変革等によ

また、食料自給率に関連いたしまして、関係者の努力喚起及び政策推進の指針として食料自給率の目標を策定し、その策定に向け、関係者一体となった取り組みを行うという基本的な考えでござい

ます。その中で、(1)として生産努力の目標の策定とその達成を目指した生産展開、課題を明確にした上で努力を行っていくということでございます。

(2)には食生活の見直しに向けた運動の展開ということですが、国民に対しまして、食料消費、食料供給の状況等に関する情報を積極的に提供する。食べ残し・廃棄等の削減、日本型食生活の普及

(3)の食料自給率の目標につきましては、先ほどお話ししましたけれども、生産・消費両サイドからの食料自給率向上に向けた取り組みを前提といたしまして、指針としての食料自給率の目標を策

2ページですが、安定的な輸入の確保、適正な備蓄、危機管理体制の構築、国際協力ということでございます。

に消費者視点を重視した食料政策の構築ということで1、2と書いてあります。

1の方は、食生活における安全性・品質の確保と食品の表示・規格の改善・強化ということです。本文には食生活についての情報提供等を書いてありますが、(1)といたしまして、食生活における

2は食品産業の経営体質の強化と食品流通の効率化、これも重要なテーマですが、(1)食品産業の経営体質の強化ということで、では食品産業と国内農業の連携強化ということで、食品産業につ

(2)では卸売市場制度の改善・強化、先ほど御説明しましたものがです。では、流通業の効率化・活性化を進めていきたいということでございます。

3ページ、では農地・水等の生産基盤の確保ということで、優良農地の確保、ここでは有効利用と耕作放棄の解消という面からの政策的努力を図っていきたいということでございます。(2)では

2は生産基盤の整備ということで、計画的に進めていくということでございます。

は担い手の確保・育成ということです。担い手が少なくなってきたということに対して、幅広い担い手の確保という観点から種々の施策展開を図ってきたいということで、(1)では新規就

また、(2)で多様な担い手の確保ということで、地域農業の維持・継続を図るための担い手への施策の集中、このほか市町村・農協等の公的主体による生産活動への参画の促進といったものにつ

(3)が農業経営の法人化と法人経営の活性化ということです。4ページの ですが、担い手の経営形態の選択肢を拡大するという観点から、地域に根差した農業者の共同体であります農業生産法人

なお、ここにつきましては種々の懸念等を書いてありますが、それを払拭する措置ということで、農業生産法人に関する研究会というのがありますが、今年の夏ごろまでに具体的な点につきまして様

2に農村女性の地位の向上、3に高齢者の進んでおります農業地域ということで、高齢農業者の役割の明確化、あるいは福祉対策の推進ということでございます。

が農業経営の安定と発展ということで、国内農業生産の維持・増大に資する価格形成の実現と経営安定措置の実施ということで、(1)が市場原理を重視した価格形成の実現ということで、需

2でそれぞれの主要品目ごとの検討方向ということにつきまして、米、麦、大豆・なたね、砂糖・甘味資源、牛乳・乳製品ということで、それぞれの産品に沿って記載しております。

経営政策という面では、経営政策の体系的整備、災害補償、災害がつきものでありますので、その制度を意欲ある担い手の育成、経営の安定という観点から見直しを行うということでございます。

は技術開発、では農業の公益的機能ということでいろいろ書いてありますが、自然循環機能の発揮という面から、新たな法制度によりまして望ましい農業生産方式への計画的な転換とか、家畜排

そのあとに農業・農村の有する多面的機能の十分な発揮という観点から、1では、多面的機能に対する理解の増進と適正な評価ということで、これを幅広く情報提供していくということを書いてござ

農村地域につきまして総合的・計画的な整備というものも重要な課題ということでございます。

最後の6ページですが、都市住民のニーズに対応した農業・農村の振興ということで、市民の交流の促進、市民農園の普及、都市農業につきましても評価しながら、新鮮な農産物の提供等々の面で発

4番が議論がいろいろございましたけれども、中山間地域等への直接支払いの導入等ということで書いてあります。にありますように、国民の生命・財産を守るとい、いわば防波堤としての公益

大綱を計画的に進めるということで、農政改革プログラムの骨子が次のページから2ページにわたって書いてあります。基本的には11~12年度にどういうことを進めていくか。最初に書いてあります

そういうものを踏まえまして、おおむね5年程度の間に進める事項について、「~15年度」と書いてありますが、新制度の定着・見直しという中で記載しております。11~12年度、私どもの食品流通

次のページには、先ほどの項目に沿って11~12年度に講ずるもの、15年度までに検討していくものが整理してございます。

これは骨子でありまして、次のページから改革の大綱の本体、それからプログラムの全体のもの、一番最後には現行施策の仕組みと現状、その評価と課題も整理してございますので、後ほどごらんい

次に、資料6をごらんいただきたいと思。食料・農業・農村基本法案の骨子というものでございます。今の農政改革大綱に即しまして基本法を策定するというで現在作業を進めております

この骨子ですが、今の大綱を踏まえまして、第1として基本理念という形でこの四つのもを掲げてはどうかということで整理をしております。

1番として、食料の安定供給の確保、これが一番の基本であるということで、として、食料は生命の維持、健康な生活の基礎として重要なものでありまして、将来にわたって良質なものを合理的な

2番目が多面的機能の発揮ということで、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、そして、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能、こ

3番が農業の持続的な発展、4番が農村の振興ということでございます。

こういった基本理念のもとに、基本法におきましては、先ほどプログラムということでお話しした部分を中核としながら全体を計画的に進めるということで、基本計画を第2として定めていくとい

1の計画の策定ですが、政府は施策の総合的、かつ計画的な推進を図るために基本計画を策定するというで、アでは基本的な方針、イでは農業者等の関係者の努力喚起と施策の推進の指針として

2ページですが、第3、食料の安定供給の確保に関する施策ということで、1が供給体制の整備ということで、国内農業生産に、輸入及び備蓄を適切に組み合わせて食料の供給の確保するとい

4では、食品産業の健全な発展を図るということで、ここにあります事業活動に伴う環境への負荷の低減、資源の有効利用の確保に配慮しながら、食品産業の経営基盤の強化、そして食品産業と農業

5では農産物の輸出入に関する措置、6では国際協力の推進ということでございます。

第4の農業の持続的な発展に関する施策では、1番が望ましい農業構造の確立ということです。効率的、かつ安定的な農業経営の育成、そして、これらが農業生産の相当部分を担う構造にしてい

第5が農村の振興に関する施策ということで、1が農村の総合的な振興、2が中山間地域等の振興、先ほどの直接支払い等を含めまして中山間地域の振興を図っていく、3番が都市と農村の交流、第

その他、年次報告、食品・農業・農村政策審議会の設置、行政機関・団体の組織の整備、水産業及び林業の振興への配慮等々について規定を設けるということでございます。

5ページに現行基本法と新しい法案の骨子との対比をしたものがございます。「(新)」とか「(改)」と書いてありますが、新しいものについては「(新)」、あるいは改めて位置づけるものについては

以上、一通り御説明させていただきました。

会長 ありがとうございます。

ただいまこれからいろいろ審議をお願いします事項に関連いたしまして、参考までに農政改革大綱並びに新農業基本法の検討状況について説明がございました。何か御質問ございしょうか。

委員 その他の最後のところで、「水産業及び林業の振興への配慮」ということが新しい項目として出ているようですが、これはどういうことなのでしょう。私ちょっと不勉強なのでお教えいた

会長 事務局の方から、どうぞ。

事務局 現在の基本法でもたしか林業等に関連する部分を書いてあるのですが、新しい基本法におきましても、食料あるいは農業・農村の食料につきましては、例えば水産業とのかかわり、農業生産

会長 何か御質問、御意見ございしょうか。

実は、私も大綱あるいは基本法案のもとになる基本問題調査会の一員として参加している意見申し上げたのですが、今回の基本法というのは、36年前に比べますと、食料と農村が入ってきたと

食品産業関連につきましては、食品製造業、食品サービス業、同時に食品流通業、こういう三つのものが入るといっている論議されてきました。大綱の方にも、いわゆる基本法と違ひまして

また御質問があれば最後の方で承るということにして、次に入りたいと思っておりますが、よろしゅうございしょうか。

会長 それでは、お手元の議事に従いましてＪＡＳ法の一部を改正する法律案について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局 よろしく願いいたします。

それでは、お手元に配布してあります資料7をごらんいただきたいと思います。農林物資の規格化及び品質の表示に関する法律、いわゆるＪＡＳ法ですが、この一部を改正する法律案についてという
まず、趣旨ですが、近年の食料の消費形態の多様化、味、鮮度、健康、安全性、そういったものへの関心の高まりを背景として、表示制度の充実というのが消費者サイド、生産者サイドからも強く求
こういったことを受けまして、ＪＡＳ調査会の中に基本問題委員会というものを作っていただきまして、一昨年の9月から御検討をいただいてまいりました。昨年の5月には中間取りまとめをお出し
法案の概要ですが、2ページのＪＡＳ法改正案のポイントというものに沿って御説明させていただきます。

今回の改正の柱は3点ありまして、1点目が食品の表示の充実強化、2点目が有機食品の検査認証制度の創設、3点目がＪＡＳ規格制度の見直しでございます。

1点目の表示の関係ですが、現行のＪＡＳ法において、品質表示基準という形で一定の品目について表示の義務づけがなされているわけですが、その対象品目は64品目です。その多くはいわゆるＪＡ
2点目の有機食品の検査認証制度の創設ですが、有機農産物につきましては平成4年に表示のガイドラインを出しまして表示の適正化を図ってきているわけですが、現実にはガイドラインということ
改正の方向ですが、まず、有機農産物、有機加工食品といったものの規格を制定するというので、これはコーデックス、食品の国際規格をつくっている国際機関ですが、ここでの議論も進んでおり
3点目のＪＡＳ規格制度の見直しですが、これまでＪＡＳ規格が一たびつくられると、一部時代の趨勢に合わなくなっているものも放置されているという批判もありました。また、国際整合化につい
二つ目の規格付け、いわゆるＪＡＳマークを付する仕組みですが、現在は登録格付機関、これは公益法人が主体ですが、これがサンプリングによる検査をして、マークを貼付するという仕組みになっ
三つ目が、これまで格付機関は公益法人が主体であったわけですが、これについて民間会社も格付の権限等、いわゆる格付機関になれるように措置をしていきたいということでございます。

以上、3点が今回の改正の骨子でございます。よろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か御意見、御質問ございますか。どうぞ。

委員 私ども消費者に身近な問題が出てまいりましたので、おおむねこういう方向でぜひ推進してほしいと思います。

1点目は、原産地表示、特に生鮮食料品の原産地表示問題は、最近の所沢のほうれん草という問題もありますけれども、これについては報道の的確さとか、ほかに情報提供に幾つか問題点があった
先ほど会長も言っておられましたように、やはりきちんとした情報提供というのが何よりも信頼を生んでいくということになると思います。そういう意味から、むしろ生鮮食料品の原産地表示は、私
消費者も、むしろ原産地表示があるものを安心して・安心してというよりは選択できるということで、輸入のものについては、これは価格が少々高いけれども国産を買うという選択もありますし、ま
会長 続いて、なにかございますでしょうか。どうぞ。

委員 ちょっと我田引水で恐縮ですが、一昨々年、私は個人として食品流通局長とＪＡＳ調査会に提案をいたしました。この提案がきっかけで研究会がつくられまして、報告がまとめられ、今回の法
案は、私が提言しましたことは3点ありまして、まず、その背景は国際化の流れが進行し、とりわけＷＴＯ体制の中で、コーデックス・アリメンタリウスが完全な規範性を持つようになったというこ
しかし、実際それぞれ役割があって、それぞれ所管の法律を持っておりますから、そう徹底したものができないということはわかります。そういう意味では、私は現状が大きな前進だと思うので、こ
ただ、最後に3点だけ専門家の立場で意見を言わせていただきますと、まず第1点は各種の法令に基づく表示事項の重複排除ということ、これは当然のことですが、それ以上にメーカーなりディーラ
2番目は、やはり非常に高い品質基準をクリアできる工場なり、それを認証できる認証機関もある。それに応じた表示というものがあるといいのではないかと。そういう意味では表示基準についても、
3番目は、包装食品の問題なのです。包装食品の問題というのは、コーデックス・アリメンタリウスでも共通事項として大きくグロースアップされている問題ですが、実は訳がわからない部分がある
この3点を要望で申し上げておきます。

会長 どうぞ。

委員 今、各委員からお話しいただきましたが、お客様が買わなければ私どもの小売業は成り立ちません。そういう意味では先ほどの御意見ごもっともでございますけれども、現実的な問題として一
それから、今度の品質表示の問題で、セブンイレブンからの方から紅ジャケの幕の内弁当の表示について、現状の添加物表示は7項目ですが、今度の表示になりますと96項目になる。ハム野菜サンド
それから、現実の問題として全部表示しますとコストがどのぐらい上がるかという大体3倍アップになります。300円の単価のもので、60銭のものが1円80銭になります。セブンイレブンは60工場
先ほどおっしゃいました件ですが、それでも高いものをお客さんはお買いになる。アメリカにホールスーパーマーケットというのがありますけれども、このところちょっと経営が苦しくなっ
今度の表示の問題で、農水省の方には大変失礼ですけれども、もしこのままやるとすると、私はアメリカのＦＤＡよりもちょっと厳し過ぎるなという感じがいたします。ですから、暫定的におやりに
製造業の方がそのことは一番わかりになると思います。ただ、大きな加工食品のメーカーよりも、いわゆる卸業界、小売業界の現状はどうなのかという、経済的に非常に厳しい状態で、これから
ただ、法律というのは守れということになります。みなさんもよくおわかりのことだと思いますけれども、そこら辺御理解いただきたいということで、別に農水省の方に水を差すわけではございませ
会長 ただいま各委員からそれぞれのお立場で御意見がございましたが、これについて事務局側から何かございませうか。

事務局 先程の点は、この方向に即しましてやってもらいたいと、情報提供で原産地表示等をしっかりやってもらいたいということでございますので、これは今御説明しましたように、今度のＪＡＳ法
ただ、表示様式のハーモナイズ規定を入れられないかという御意見につきましては、今、法制的な面で検討しているところでございます。

また、高い基準の表示の問題ですが、これにつきましては両論ありまして、引き続き検討していきたいと思っております。今度のＪＡＳ法の中で、特に有機等と並ぶようなものにつきましてはそうし
また、包装食品の現実的な対応という点につきましては、表示の問題について、ここにありますように一般消費者向けのすべての飲食料品について品質表示基準を設けるわけですが、どういう品質表
弁当類の表示の件ですが、例えばジャケ弁であれば九十数項目になるということですが、そういう御意見も聞いております。我々は決して90項目にわたるようなことを考えているわけではありません
会長 ほかにございますか。どうぞ。

委員 この問題を細かくするといろいろ問題があると思えますけれども、現在、規制緩和が主流でありますし、事前指導というのはなるべく少なくして事後の監視という点が強調されておりますの
会長 ほかにございますか。どうぞ。

委員 ただいまの消費者の立場からのお話で、今さら申すまでもなく、我々川下の小売業界といたしましても、健康、安全性の観点から食品を販売する以上は自己責任があります。そういう流れの中
そうであれば、私どもも消費者により安心して、喜んでもらえるような食品を販売できるのですが、川上でそういうことが抜けておりますと、どうしても我々も表示がなくなるわけです。その辺の行
会長 それでは、局長。

食品流通局長 今、御指摘がありました点ですが、特に青果、水産、食肉もそうですが、川上サイドから情報が流れてきませんと、消費者と接する小売店などでは情報が提供できないわけございま
会長 加工食品という立場から一つ申し上げますと、表示問題になりますと、いつも三つぐらいの意見が出るのです。

一つは、農水省、通産省、運輸省、公正取引委員会、こういった表示に何らかの関係がある部署のコミュニケーションをよく図ってほしいということが一つです。

次に、言われていることを全部印刷すると食品のデザインができないという意見もあります。

もう一つは、できないことを、あるいは極めて実施困難なことを無理やりやらせると、悪いやつが得をして、良心的な人が損をするということになるので、そういうことはぜひ気をつけていただきた

(4) 食品環境専門委員会及び食品流通情報化専門委員会の開催状況等 について

(5) 食品産業と農業の連携推進に関する研究会及び野菜安定供給対 策研究会について

会長 次は、食品環境専門委員会の開催状況とか食品流通情報化専門委員会、食品産業と農業の連携推進、野菜安定供給対策研究会、こういったことについての説明がございしますが、これは一つずつ最初は、食品環境専門委員会の開催状況についてお願いいたします。

事務局 私からは資料8に基づいて食品環境専門委員会の開催状況等について御説明申し上げます。食品環境専門委員会は平成9年に設置されまして、以降11回ほど開催されておりますが、前回の本まず(1)の容器包装廃棄物のリサイクル関係です。のところですが、第10回におきまして、平成11年度のガラスびん・PETボトルのリサイクル関係について御審議をいただいております。主に2点目が平成11年度の再商品化義務量算定に必要な各種数値の決定についてということで、平成11年度における再商品化義務量の算定に必要な各種数値につきまして、容器包装利用製造等実態調査、ウといたしまして、財団法人日本容器包装リサイクル協会の平成11年度事業計画、収支予算等について御了承いただいております。

これに基づきまして、平成10年12月に省令・告示の改正等の手続を終了してございます。のところですが、紙製・プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクル関係について第7回及び第8回に御2ページの(2)のところですが、食品産業における地球温暖化対策の推進、環境自主行動計画の策定の促進について第8回と第9回の2回にわたって御議論をいただいております。最近の地球温暖(3)ですが、食品産業の環境対策ビジョンの策定についてということで第10回及び第11回の2回にわたって御審議いただいております。食品環境専門委員会におけるこれまでの個別の検討結果を踏3番の今後の予定ですが、食品産業の環境対策ビジョンを本年6月ごろを目途に取りまとめる予定といたしております。また、容器包装リサイクル法の平成12年度からの全面施行への対応、地球温暖3ページは食品環境専門委員会の委員名簿でございます。

4ページの別紙2に食品環境専門委員会の検討状況について、前回の本審議会の後の検討状況を中心に資料にしております。

私の方からの説明は以上でございます。

会長 次に、食品流通情報化専門委員会についてお願いいたします。

事務局 それでは、私の方から2点御報告を申し上げたいと思います。

一つは、資料9で情報化専門委員の開催状況等についてでございます。昨年4月の本審議会におきまして食品流通情報化専門委員会を設置することにしたところでございます。趣旨としては、食品流通3の委員会の構成ということで、流通の情報化、電子化に関連する専門的な知識を有する学識経験者及び業界関係者24名と書いてありますが、2ページにありますように、各分野のそれぞれの専4の開催経過等ですが、昨年の9月に1回目を開催しております。ここでは現状と課題なり、あるいは電子化をめぐる諸問題ということで幅広くいろいろな観点から検討方向、課題をお示しし、検討2回目を12月に、大田市場における取り組みを御視察いただきながら、改めて電子化インフラの基盤開発の状況について御紹介し、さらに検討を深めていただいたところでございます。

本年の3月末に指針の素案をお示しし、検討していただきまして、それを踏まえまして、できる限り早く指針といった形での取りまとめをお願いしたいと思っております。

二つ目が資料10です。先ほどの農政改革大綱にも関連するものですが、食品産業と農業の連携推進に関する研究会ということで、食品産業につきましては、食品を国民・消費者に提供する上で大変重他方、国内農業につきましても、食品産業とともにということになろうかと思いますが、消費者ニーズに的確に対応しながら、外国産の農産物と伍していくという観点で連携強化というのが重要な討研究会の委員は、2ページにメンバーということで書いてあります。学識経験者、農業の関係者、食品の加工・流通の関係者等々に幅広く御参画をいただくことにしております。なお、追加検討中1ページに戻っていただきまして、3の検討項目につきましては趣旨でお話ししたとおりでありまして、その推進方なり制度化の方向等について検討を深めたいということでございます。

4のスケジュールですが、8月の取りまとめを目途に1回程度開催するというので、第1回は24日に開催いたしまして、アンケート調査をしておりますので、そういったものの報告なり、現地講

会長 それでは、野菜安定供給対策研究会についてお願いいたします。

事務局 野菜安定供給対策研究会について御説明をさせていただきます。

昨年の秋から冬にかけて野菜の価格が天候の影響によりまして非常に高騰したということで、消費者あるいは流通業者、野菜加工業者の皆様方に大きな影響が出たところでございます。一方、野こうしたことから、野菜対策をこれまで実施してきた、その前提となる背景の状況に変化が生じているということで、こうした変化を踏まえまして、今後、野菜の対策全般をどのようにしていけばいい研究会のメンバーですが、学識経験者及び専門委員ということで、2ページ目に委員の名簿を載せております。東京農工大学学長の梶井先生に座長をお願いいたしております、委員9名、専門委員研究会の開催状況は3ページ目をごらんいただきたいのですが、1月28日に第1回を開催いたしまして現状の状況の説明、及び昨年の秋から冬にかけての価格高騰によって実施した対策の内容、及び第3回目は、安定供給を図るための生産対策のあり方、第4回目あるいは第5回目、今までの議論を踏まえて中間的な論点整理をしていただきまして、さらに、価格低落時の対策、あるいは流通改1ページに戻っていただきまして、検討事項ですが、今申し上げましたように生産対策、価格高騰時の対策、価格低落時の対策、野菜の流通改善に係る物流の合理化ですとか、取引規格の簡素化、そ以上でございます。

会長 ただいま4つの項目につきまして説明がございましたが、どの項目についてでも結構でございます。御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

何かございませんでしょうか。

この中で環境問題につきまして関係委員の方から、何かございますか。

委員 先ほど経過を説明していただいたのですが、食品産業として環境問題にどう対応するかというしっかりとしたビジョンをつくりたいということで、最終的な段階に入っております。先ほど指摘以上、簡単ですけれども、経過を説明させていただきました。

会長 そのほかございますか。

委員 今いろいろなお話を聞いて感想を申し上げたいのですが、私も実際に仕事をしているときに、輸入食品の流入の速度が物すごく激しいということが、日本の農政の委員会とかではちょっと少私もセブンイレブンをやっておりまして、バンダーさんの御協力をいただいてチームのマーチャンライジングをつくっているわけですが、その卸の方も、登り坂のときにはよかったです、平第2番目をお願いしたいことは、このところの金融問題で卸の段階、生産者の段階、非常に厳しくなったということでございます。自己資本比率の少ないところほど厳しいということで、これは連小売業界でいいますと、この3年間で約3,000億の転換社債の変換があります。これは直接金融の金がありますけれども、それと同時に間接金融の資金があります。今、レーティングという問題点が、それよりも弱い中小の方々、それから卸業の中小の方々、この間2兆の保証がありましたので一段落つききましたけれども、5月には相当難しくなるだろうということをお考えにならなければいけません。同時に、先ほど申し上げたとおり、お客様が買わなければ絶対だめなんだということですが、これだけの失業率になりましたので、食品業界は去年までは無風状態でしたけれども、今年に入りま以上、三つのことを申し上げさせていただきました。

会長 ありがとうございます。局長から、何かございますか。

食品流通局長 いずれも難しい問題を御指摘いただいたわけでございます。グローバル化なり輸入食品等の問題について、これからどういうふうに対応していくか、もう少しお時間をいただきたいとそれから、金融関係ですが、まさに今、言われましたように、食品産業の金融、特に資金供給の問題は重要だと思っております。我々の方も、昨年の10月、それから今年の2月に資金事情調査をいた最後の価格なり安全なり環境等、逆に川下から川上を見るという御指摘だと思います。先ほど説明いたしましたように、今度の新しい農業基本法では、食料・農業・農村基本法ということで、特に食

会長 最後に4項目の説明がございましたが、これにつきましての御質問は格別ございませんか。

情報関係をやっておられる委員の方から、何かございますか。

委員 特にございません。これからの問題でございますので。

会長 私どもが実際に聞きましておる問題から申し上げますと、環境問題につきましては、12年の問題は自分に直接、お金の問題に結びついてきますから、これはかなり熱心にやっております。ただそれから、情報化の問題につきましては、私、加工食品の方をやっておりますけれども、実際やってきてわかったことは、掛け声の割には準備がなかなかできていない。みんなやりましょう、やりまほかでございますか。

本日は、いろいろと忌憚のない御質問、御意見をいただきましてまことにありがとうございました。そろそろ予定の時刻となつてまいりました。大体議事も終了しましたので、この辺で終わらせてい

なお、本日、委員の皆さんからいただきました御意見につきましては、今後の食品流通行政の展開にぜひ生かしていただきたいと存じます。

なお、今後の審議会のスケジュールにつきまして事務局から説明がございましたら、お願いいたします。

事務局 本日はどうもありがとうございました。

今後のスケジュールですが、先ほど開催することになりました卸売市場部会、環境専門委員会、情報化専門委員会、そういった委員会の検討の結果を踏まえながら、本審議会においての検討につま

会長 本日、予定の議事は終了いたしました。

長時間にわたりまして、まことにありがとうございました。これをもちまして第8回食品流通審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会